

令和6年度 京都市予算案 事業概要

環境政策局

事務事業名	資源物店頭回収促進支援事業		
予 算 額	1,500 千円	新規・充実・継続の別	新規
担 当 課	循環型社会推進部 資源循環推進課(222－3946)		
[事業実施に至る経過・背景など]			
京都市では、循環型社会の構築に向けて、区役所・支所のエコまちステーション、児童館等の資源物回収拠点や公園、小学校等の移動式拠点回収を拡充するなど、分別・リサイクルを推進している。 市民が日常の買い物行動の中で資源物を出すことができる店頭回収は重要な役割を果たすことが期待されるため、「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（しまつのこころ条例）」において、店頭回収を小売業者の努力義務として定めるとともに、「京・資源めぐるプランー京都市循環型社会推進基本計画（2021-2030）ー」に基づき、「事業者による店頭回収等の自主回収の推奨」に取り組んできた。 今後、資源循環を一層促進するため、一定の定着が見られるスーパーマーケット等に加えて、より多くの業種における多様な資源物の回収を支援し、市民の皆様の利便性の向上を図る。			
[事業概要]			
店頭での資源物回収を新たに実施する小売業者に対して、「資源物回収容器の購入」や「回収に係る表示物の作成」等に必要な経費の一部を助成する制度を創設する。 1 対象経費及び助成額 ・対象経費：回収ボックスの設置や適正排出を呼びかける表示物の設置等に要する経費 ・助成割合：対象経費の1／2 ・上 限 額：新たに回収する資源物の品目数に応じて以下のとおり 1品目：5万円、2品目：10万円、3品目以上：15万円 2 その他 助成を受けた事業者には、回収量に係る本市アンケートやごみ減量・分別に係る啓発物の設置等への協力を求める。			
[参 考（他都市の状況・事業効果など）]			